



ひまわり

Yamamoto Acc office

山本総合会計

山本総合会計

山本総合会計ニュース

編集発行人
税理士

山本孝久

〒152-0003

東京都目黒区碑文谷5-12-1

TS碑文谷ビル2F

TEL 03 (3791) 8863

FAX 03 (3791) 8292

7月

(文月) JULY

20日・海の日

日	月	火	水	木	金	土
.	.	.	1	2	3	4
5	6	7	8	9	10	11
12	13	14	15	16	17	18
19	20	21	22	23	24	25
26	27	28	29	30	31	.

ワンポイント 低所得者と子育て世帯の臨時給付金

消費税率引上げの影響を緩和するため設けられた低所得者に対する「臨時福祉給付金」(給付額: 1人6千円)と、子育て世帯に対する「子育て世帯臨時特例給付金」(給付額: 児童1人3千円)が、前年度に引き続き非課税で平成27年度も支給されます。ただし、給付額は、前年度に比べ減っています。

7月の税務と労務

- 国 税/6月分源泉所得税の納付 7月10日
- 国 税/納期の特例を受けた源泉所得税(1月~6月分)の納付 7月10日
- 国 税/所得税予定納税額の減額承認申請 7月15日
- 国 税/所得税予定納税額第1期分の納付 7月31日
- 国 税/5月決算法人の確定申告(法人税・消費税等)、11月決算法人の中間申告 7月31日
- 国 税/8月、11月、2月決算法人の消費税の中間申告(年3回の場合) 7月31日
- 地方税/固定資産税(都市計画税)第2期分の納付
市町村の条例で定める日
- 労 務/社会保険の報酬月額算定基礎届 7月10日
- 労 務/労働保険料(概算・確定)申告書の提出(全期・1期分)の納付 7月10日
- 労 務/障害者・高齢者雇用状況報告 7月15日
- 労 務/労働者死傷病報告(4月~6月分) 7月31日

ジュニア NISA

創設

と

NISA

の 拡充

平成二十七年年度税制改正では、高齢者に偏在する膨大な金融資産を若年層に移転し、成長資金へと動かす契機とするとともに、長期的には若年層に投資のすそ野を拡大することを目的として、ジュニアNISA（未成年者口座内の少額上場株式等に係る配当所得及び譲渡所得等の非課税措置）を創設しています。以下、創設されたジュニアNISAのポイントを整理してみます。

1 概要

○歳から一九歳までの居住者等が年間八〇万円を上限として投資することができる未成年者口座を平成二十八年一月一日から平成三十五年十二月三十一日までの間、金融商品取引業者等

に開設することができます。そして、平成二十八年四月一日以降、本口座における上場株式、公募株式投信等の受取配当、譲渡益が非課税となります（図表2参照）。

2 払出禁止時期

未成年者口座に入金した資金は、開設した者が三月三十一日時点で一八歳である年の一月一日以降払出すことが可能となりますが、それまでの期間は未成年者口座内の上場株式等を課税未成年者口座以外の口座に払出すことができません（図表3参照）。

3 非課税管理勘定

非課税管理勘定は、未成年者

口座内に非課税管理勘定を設けた日から同日の属する年の一月一日以後五年を経過する日までの期間開設することができます。新たに取得した上場株式等及び同一の未成年者口座の他の非課税管理勘定から移管される上場株式等を受け入れることができます。

4 継続管理勘定

非課税管理勘定の開設期間である五年を経過した後、新たに勘定を開設することができない平成三十六年以降、これを管理する勘定が必要となります。そこで、平成三十六年から平成四十年までの期間、毎年八〇万円を上限に同一の未成年者口座の非課税管理勘定から移管される上場株式等を受け入れることができる継続管理勘定を設定できます。

5 贈与税の 非課税口座ではない

ジュニアNISAはあくまでも配当・譲渡益の非課税口座であって贈与税の非課税口座ではないので、八〇万円を入金した

場合、その年の暦年贈与の非課税枠の残額は、一〇万円ー八〇万円＝三〇万円となります。

6 NISAの拡充

NISA（非課税口座内の少額上場株式等に係る配当所得及び譲渡所得の非課税措置）について、非課税口座に設けられる各年分の非課税管理勘定に受け入れることができる上場株式等の取得対価の額の限度額を一〇〇万円（改正前一〇〇万円）に引き上げます。

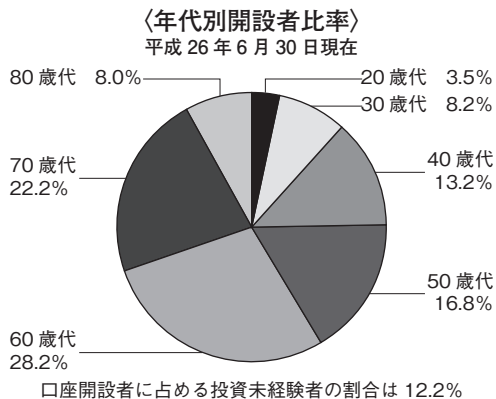
なお、この改正は、平成二十八年分以後の非課税管理勘定について適用されます。



図表1：NISAの年代別開設者比率等（金融庁資料）

○NISA総口座数は、約730万口座、総買付額は約1兆6千億円

○NISA総口座開設者のうち、中高年の投資経験者による利用が大半を占め、20歳代、30歳代の若年層は約1割にとどまっている。



商品別内訳（平成26年6月末時点）

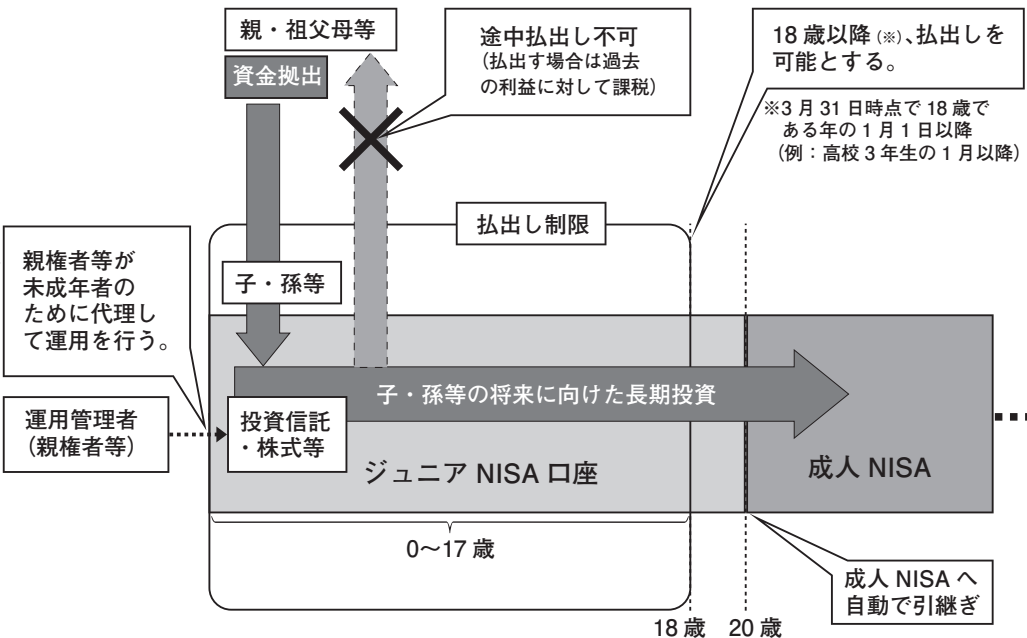
投資信託	1兆396億円
上場株式	4,949億円
REIT	146億円
ETF	140億円
総 額	1兆5,631億円

図表2：ジュニアNISAとNISA比較

項 目		ジュニアNISA		NISA	
制度利用可能者		0～19歳の居住者等		20歳以上の居住者等	
年間投資上限額		80万円		120万円（現行：100万円）	
非課税対象		上場株式、公募株式投資信託等の配当、譲渡益			
非課税 管理勘定	投資可能期間	未 成 年 者 口 座	平28.4月～ 平35.12月末まで	平26.1月～ 平35.12月末まで	非課税 口座
	非課税期間		投資した年から最長5年間		
継続 管理勘定	投資可能期間		平36.1月～ 平40.12月末まで	—	
	非課税期間		その年の1月1日に20歳で ある年の前年12月末まで		
	運用管理		・原則として、親権者等が未成年者のために代理して運用を行う ・18歳まで払出し制限あり（※） ・20歳でNISAに移管可能		払出し制限等なし

（※）災害等やむを得ない場合には、非課税で払出可能

図表3：ジュニアNISAのイメージ



金融庁資料

相続財産を譲渡した場合の 取得費の特例

相続により取得した土地、建物、株式などを、相続開始のあった日の翌日から相続税の申告期限の翌日以後3年を経過する日までに譲渡した場合に、相続税額のうち一定金額を譲渡資産の取得費に加算することができるという特例があります。なお、この特例は株式等の事業所得、雑所得に係る株式等の譲渡については、適用できません。

(1) 特例を受けることができる者

特例を受けることができるのは、相続や遺贈により財産を取得し、かつ、その財産を取得した人に相続税が課税されている場合です。

<算式>

$$\text{その者の相続税額} \times \frac{\text{その者の相続税の課税価格の計算の基礎とされたその譲渡した財産の価額}}{\text{その者の相続税の課税価格} + \text{その者の債務控除額}} = \text{取得費に加算する相続税額}$$

(2) 取得費に加算する相続税額

平成27年1月1日以後に開始する相続又は遺贈により取得した財産を譲渡した場合の取得費に加算する相続税額は、土地等又は土地等以外の区分にかかわらず、下記の算式で計算した金額となります。ただし、その金額がこの特例を適用しないで計算した譲渡益の金額を超える場合は、その譲渡益相当額となります。

なお、取得費加算の特例適用期間内に第2次相続が開始し、かつ、その期間内に第2次相続の相続人が第1次相続に係る相続財産を譲渡した場合でも、一定の金額の範囲で第1次相続の相続税額を基に取得費加算の計算を行うことができます。

納税管理人とは

納税管理人とは、非居住者に代わって確定申告書の提出や税金の納付等、非居住者の納税義務を果たす者をいいます（法人でも個人でも可）。

日本国内の会社に勤務する給与所得者が、1年以上の予定で海外に転勤すると、通常、国内に住所を有しない者と推定され、所得税法上の非居住者となります。

非居住者の所得のうち、日本国内で発生した一定の所得については、日本の所得税が課税されます。例えば、国内で不動産所得が一定額以上あれば、確定申告しなければなりません。このような場合に納税管理人を定め、その非居住者の納税地を所轄する税務署長に「所得税の納税管理人の届出書」を提出する必要があります。この届出書の提出後、税務署が発送する書類は、納税管理人あてに送付されますが、確定申告書は非居住者の納税地を所轄する税務署長に対して提出します。

未払の医療費と医療費控除

自己又は自己と生計を一にする配偶者やその他の親族のために支払った医療費が一定の金額を超える場合には、一定の金額を超える部分について所得控除を受けることができます。これを医療費控除といいます。医療費控除の対象となる医療費の要件は、①納税者が、自己又は自己と生計を一にする配偶者やその他の親族のために支払

った医療費であること、②その年の一月一日から十二月三十一日までの間に支払った医療費であること、とされており、その年中に実際に支払った医療費をいいます。そのため、未払となっている医療費は実際に支払われるまでは控除の対象とはなりません。